

建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）

1. 令和7年度 修了考査問題

本問題は「4版 令和6年2月15日版テキスト」に準拠する。

2. 合否判定基準

- ①修了考査の採点は、全科目の配点の合計をもって満点とする。
- ②合格は、各科目の得点が配点の40%以上であって、かつ、全科目の得点の合計が、60%以上である場合を合格とする。
- ③不合格者は、前項の合格基準を満たさなかった者及び不正行為を行った者とする。

建築物石綿含有建材調査者修了考查問題（一般調査者）

受講番号	第	号	氏 名	
------	---	---	-----	--

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	10
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	10
石綿含有建材の建築図面調査	35
目視調査の実際と留意点	35
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	10
合 計	100

【注意事項】

1. 試験問題及び解答表には、受講番号と氏名を必ず記入してください。
2. 解答は、別紙解答表に該当数字をご記入下さい。
3. 文字の不明、その他質問のときは、だまって手を上げて係員がくるのを待って聞いてください。
4. 試験問題と解答表は、必ず返戻してください。
5. 不正行為を行った方は、即時退場していただきます。

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

問 1 「建築物石綿含有建材調査」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 1995（平成 7）年、石綿を 1 重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、クロシドライト(青石綿)・アモサイト(茶石綿) の製造などの禁止が行われた。
2. 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の 3 種類がある。
3. 石綿は国内でもわずかに産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、旧ソ連（現ロシア等）など海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
4. 国内では、1960（昭和 35）年から、吹付け石綿が販売されていた。

問 2 「建築物石綿含有建材調査」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 1975（昭和 50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を 5 重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
2. 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル 1、2 に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
3. 2005（平成 17）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
4. 現在でも、製造禁止前から継続使用されている石綿含有製品についてはその使用が禁止されていない。

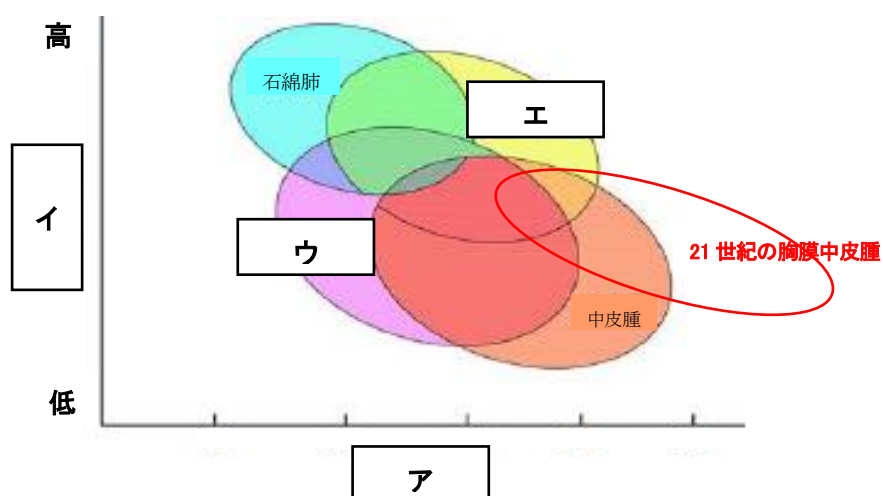
問3「石綿の定義、種類、特性」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 角閃石系に分類されるクリソタイルは、ほとんどすべての石綿製品の原料として使用され、世界で使われた石綿の9割以上を占める。
2. 角閃石群に分類されるウインチャイト及びリヒテライトの2鉱物を含むバーミキュライトが原因とされる石綿肺の発症がアメリカで確認されているが、日本では建材中に存在が確認された報告はない。
3. 石綿の特性として、電気を通しにくいこと、細菌・湿気に強い点がある。
4. レベル1の石綿含有建材は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。

問4「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、潜伏期間は短い。
2. 石綿を吸入して生じる疾患としては、石綿肺、肺がん、中皮腫、その他の胸膜疾患がある。それらを総称して石綿関連呼吸器疾患と呼んでいる。
3. 粉じんの吸入約1年後の肺内の残留率は、非喫煙者では約10%であるのに対して、喫煙者では、約50%になるとの報告がある。
4. 石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度は、大気汚染防止法において、規制基準として、10 f/Lが定められている。

問5 下図は、石綿ばく露と石綿関連疾患の発症に関するものである。選択肢1、2、3、4は、図中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。



- | | | | |
|---------------|-----------|---------|---------|
| 1. ア) 石綿ばく露年数 | イ) 石綿濃度 | ウ) プラーク | エ) 肺がん |
| 2. ア) 潜伏期間(年) | イ) 石綿濃度 | ウ) プラーク | エ) 肺がん |
| 3. ア) 潜伏期間(年) | イ) 石綿ばく露量 | ウ) プラーク | エ) 肺がん |
| 4. ア) 石綿ばく露年数 | イ) 石綿ばく露量 | ウ) 肺がん | エ) プラーク |

問 1 「大気汚染防止法」に関する 1～4 の記述のうち正しいものを選びなさい。

1. 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当する。
2. 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、生活環境を保全することを目的に 1968（昭和 43）年に制定された。
3. 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料(特定建築材料)が使用されている建築物等の解体のみが対象となる。
4. 大気汚染防止法において、元請業者が行った事前調査に関する記録の保存については定められていない。

問 2 下表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。選択肢 1、2、3、4 は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する規模を示したものである。規模の組合せとして正しいものを選びなさい。

No.	対象建設工事	規模
1	建築物に係る解体工事	ア
2	建築物に係る新築工事・増築工事	イ
3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事	ウ
4	建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築の工事に該当しないもの	エ

1. ア) 建築物の延床面積の合計 100 m²以上
イ) 建築物の延床面積の合計 500 m²以上
ウ) 請負代金の額 500 万円（税込）以上
エ) 請負代金の額 1 億円（税込）以上
2. ア) 建築物の延床面積の合計 80 m²以上
イ) 建築物の延床面積の合計 500 m²以上
ウ) 請負代金の額 500 万円（税込）以上
エ) 請負代金の額 1 億円（税込）以上
3. ア) 請負代金の額 500 万円（税込）以上
イ) 請負代金の額 1 億円（税込）以上
ウ) 建築物の延床面積の合計 100 m²以上
エ) 建築物の延床面積の合計 500 m²以上
4. ア) 請負代金の額 500 万円（税込）以上
イ) 請負代金の額 1 億円（税込）以上
ウ) 建築物の延床面積の合計 80 m²以上
エ) 建築物の延床面積の合計 500 m²以上

問3「リスク・コミュニケーション」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う作業者とどまらず、石綿が使用されている建物の一般的な利用者にも影響を及ぼす。
2. リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
3. リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることは重要ではない。
4. 日本国内においては、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017（平成29）年に公表されている。

問4「石綿含有建材調査者」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策方法や除去工法にも精通しておくことが必要である。
2. 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
3. 石綿は建築物以外に、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突などの工作物に多く使用されてきたが、機械・工具の類には使用されていない。
4. 調査においては、調査者自らの石綿ばく露だけに注意することが必要である。

問5「事前調査の具体的手順の例」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
2. 目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、みなし含有判定と分析による含有・無含有判定は、判定結果の持つ意味合いが異なるため明確に区別して取扱い、報告書には判定手法の違いが分かるように明記する。
3. 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。
4. 書面調査において、図面等が断片的あるいは無い場合は、書面調査を省略してもよい。

石綿含有建材の建築図面調査

問1「建築一般」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 建築基準法では、建物利用者の生命及び安全の確保を図るため、建築物の防火規制を定めている。
2. 建築基準法では、建築物の利用者、人口密度に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
3. 建築基準法において「床（構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床を除く）」は、建築物の主要構造部である。
4. 建築基準法において「屋根」は建築物の主要構造部ではない。

問2「建築一般」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組合せを選びなさい。

- ア 建築基準法第2条5号において、「主要構造部」は、建築物の防火上の観点から定められている。
- イ 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱を受けても構造部材が発火しない性能をいう。
- ウ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「2時間」である。
- エ 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「2時間」である。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. イ・ウ 4. ウ・エ

問3「建築一般」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. S造の建築物の調査対象には、RC造の建築物の調査対象の部屋に加えて、主要構造部のうち壁、柱の2点のみについて耐火被覆の調査が必要となる。
2. 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
3. 建築基準法で定められている「異種用途区画」とは、用途や管理形態の異なる部分を区画することで、被害の拡大を食い止めるものである。
4. 不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなどで、20分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、熔融、亀裂その他の損傷を生じず、また避難上有害な煙やガスを生じない材料のことである。

問4「建築設備」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
2. 建築基準法で定義する建築設備のうち、防災設備に「スプリンクラー」は含まれない。
3. 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、また、ボイラー室の壁や天井に石綿含有吹付け材が使われていた。
4. レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となる。

問5「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け工法のみである。
2. 石綿含有吹き付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。
3. 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿＋バーミキュライト」と「水」である。
4. 石綿含有吹き付けロックウール（湿式）は比重が大きく硬いので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹き付け石綿には使用されていないと推測できる。

問6「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 石綿含有建材の最終製造年はいくまで目安であり、メーカーが公開している使用時期以降でも石綿を含有している場合があるので注意する。
2. 吹き付けバーミキュライトには、他の吹き付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として石綿が添加されているケース以外に、不純物として石綿を含有するケース（天然鉱物由来の石綿）がある。
3. けい酸カルシウム板には第1種と第2種があり、第1種はレベル2建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第2種と見分けることができる。
4. けい酸カルシウム系保温材は、平板、半円筒などの形状をしており、各々の被保温箇所に被せ、バンドや番線などで固定して使用されていた。

問7「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも圧倒的に多い。
2. 事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。
3. 「a マーク」は、石綿則改正に伴い義務化された表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。
4. 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板及び軟質フレキシブル板の4種類があるが、外見だけでは判別が非常に難しい。このため調査においてはスレートボードとしてまとめてよい。

問8「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、正しいものの組合せを選びなさい。

- ア セっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品には、石綿を含有するものはない。
- イ 石綿含有パルプセメント板は、大半の製品が準不燃材料の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
- ウ 石綿含有壁紙は、住宅においては、台所やユーティリティなど火気を使用する部屋に使用されている頻度が高い。
- エ 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名などの印字がある。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. イ・ウ 4. ウ・エ

問9「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品厚さが薄く、踏み割れしやすいことから、野地板は平滑な合板を使用し、隙間なく張り詰める方法が多い。
2. 石綿セメント円筒は、共同住宅において使用された例は無い。
3. 石綿含有ルーフィングは、目視で、石綿が含有されているか否かの識別が可能である。
4. 石綿発泡体に使用されている石綿の種類は「クロシドライト」石綿で、石綿の含有率は10～20%と低い。

問 1 0 「書面調査の実施要領」に関する 1～4 の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 石綿調査の第 1 段階は、試料採取および分析から始まる。
2. 書面調査は、目視調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであることから省略すべきでない。
3. 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。
4. 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、仕様書、設計図、構造計算書、対策記録等を確認することである。

問 1 1 「図面の種類と読み方」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
2. 図面上の情報はあくまで図面に基づいて施工された段階の仕上がりを示しており、現在までの利用過程における改修作業等は反映されていないので、注意が必要である。
3. 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できる。
4. 矩計図や矩計詳細図には、建築物の断面詳細図で納まりや寸法など、断面図の詳細が記載されているが、天井の裏側や梁と外壁との関係などは読み取ることができない。

問 1 2 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
2. 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
3. 石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」が活用できる。
4. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。

問1「調査計画」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 事前の計画や準備をせずに成り行きで調査を行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性がある。再調査は正確性や依頼者からの信頼を失うものとなる。
2. 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
3. 石綿含有建材調査者は、所有者などから得た情報に基づき、依頼者と作業内容などについて打ち合わせを行い、建築物名、所在地、調査要望日（可能日）、連絡方法、建築物の用途、建築図面の有無、立会い者の有無などを確認することが望ましい。
4. 目視調査計画では、調査に必要な人数は何人が、調査できる時間やどのような前段取りや機材が必要か、予想される事態は何かなど調査全体にわたる計画を事前に検討しておくことが必要である。

問2「事前準備」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。
2. 調査対象の現場が高所の時には、脚立などの足場を用いる。また、建材等を取り外す時には、バール、ハンマーなどが必要となる。
3. 試料採取時には、防護服(JIS T 8115 化学防護服タイプ 5)又は専用の作業衣(JIS T 8118 静電気帯電防止作業服)を着用する。
4. 調査時の装備について、「点検」、「調査」、「巡視」などに表示された腕章を装着したり、名札を首から掛ける必要は特にない。

問3「目視調査の実施要領」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 目視調査に臨む基本姿勢として、同一パターンの部屋が続いたり、上下階の往復を何回か繰り返す必要がある場合でも、同一だからと調査対象の部屋を割愛したりしてはいけない。
2. 目視調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。
3. 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での調査はできるだけ多くの石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
4. 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認する必要はない。

問4「目視調査の実施要領」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 機械室などの現状の仕上げが比較的新しく見えた場合は、間違いなく改修工事があったことの証なので、あえて、関係者等へのヒアリングで確かめる必要はない。
2. 令和3年4月以降において、事前調査で書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。
3. 改修工事が行われている場合や、仕様を満たすため現場判断で設計図書と異なる施工を行った場合があるなど、石綿の有無は、むしろ設計図書に明記されていないことが多い。
4. 石綿含有建材の調査を行うにあたっては、石綿含有建材かどうかの判断ができればよいので、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する知識は必要ない。

問5「目視調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組合せを選びなさい。

- ア 試料採取時は屋内を閉め切り、換気扇は停止する。
- イ 試料採取の際、除去等の作業のように大量の粉じんが発塵するわけではないので、防じんマスクのフィルターは、2～3ヶ月に1度程度は交換することが望ましい。
- ウ レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第2種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合がある。
- エ 安全措置が確保できていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

問6「目視調査の実施要領」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 天井点検口の材料は、天井使用材とは異なる可能性があることを考慮する。
2. 石綿含有成形板の裏面確認において、認定番号からは、「不燃」「準不燃」「難燃」の区別はつかない。
3. 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示もありうるので、一つの表示だけでなく総合的に判断するとよい。
4. 調査において、同様の部屋が複数あり（ホテルの客室等）同種の建材が繰り返し使われていても、そのことのみを以って同一建材であるかどうかの確認は省略できない。

問7 写真の建材の裏面から得られる情報1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。



1. 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
2. アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
3. 国土交通大臣認定不燃材料NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
4. アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。

問8 「試料採取」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てのものを使用する等、必要な措置を講じる。
2. 試料を採取した部位からの飛散を防止するために、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。
3. 採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「発注者」と協議して、仮決定しておく、その後の調査が円滑に進められることも多い。
4. 吹付材は、材料組成が「均一」になっている可能性が高いので、代表1か所を採取する。

問9 「試料採取」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
2. 平屋建ての建築物で施工範囲が3000 m²未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の2箇所以上、1箇所当たり10 cm³程度の試料をそれぞれ採取する
3. 耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第2種」、「耐火塗材」がある。
4. 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることは無いので、試料採取時には、注意する必要はない。

問 10 「試料採取」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
2. 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
3. 既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。
4. 厚付け仕上塗材（スタッコ仕上げなど）は、「上塗材がある場合」と「上塗材がない場合」がある。

問 11 「目視調査の記録方法」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組合せを選びなさい。

- ア 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、調査をスムーズに終わらせるため、全部屋の調査を終了してから調査メモを作成する。
- イ 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という 2 局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となってくる。
- ウ 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて相対的に少ないといえる。
- エ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達において、「調査の責任分担を明確にする」ことは定められていない。

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. ウ・エ 4. イ・ウ

問 12 「建材の石綿分析」に関する 1～4 の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 石綿分析の流れは、建材中の石綿の含有の有無を調べるための定性分析を行い、定性分析で石綿が含有していると判定された場合は、含有率を調査するための定量分析を行う。
2. 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の 0.5%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
3. 定性分析方法 3 は、光学顕微鏡法による定性分析方法である。
4. 定性分析方法 1 及び定性分析方法 2 は、“アスベストの含有の有無の判定基準”は同じである。

問 1 3 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する 1 ～ 4 の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 部屋別の目視調査個票には、掲載する写真も同時に挿入しておく。
2. 分析機関からの結果速報や分析結果報告書には間違いはないため、調査者はこれらのチェックを行う必要はない。
3. 石綿含有建材調査者は、建築物所有者に調査結果の説明をする場合には、「1.石綿含有の有無」、「2.含有していた場合のリスク」、「3.今後の維持管理の方法」の 3 点を簡潔に説明する必要がある。
4. 定性分析方法 1 の分析結果の場合、「非アスベスト繊維が何かを特定しているか？」を確認する。

建築物石綿含有建材調査報告書の作成

問1 「目視調査総括票の記入」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、その場合は、所有者の負担を踏まえ最小限の調査にとどめる。
2. 建築物の概要欄における建築物の名称は、調査時点での名称を記入する。
3. 所有者情報提供依頼概要欄における調査報告書の有無で、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
4. 所有者情報提供依頼概要欄における調査者記入欄は、調査者が事前に実施した所有者へのヒアリング内容や実際に調査した上でのコメントを記載する。

問2 目視調査総括票における建築物の概要欄に1～4のうち該当しない項目を選びなさい。

1. 建築物使用者
2. 建築物用途
3. 確認済証交付日・番号
4. 延べ床面積

問3 「目視調査個別票の記入」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
2. 部屋ごとの記入における劣化度の判定は石綿含有建材調査者の技術として重要であるが、必須の記入項目ではないので、劣化の程度が判別できないときは空欄とし、安易な判断をしないよう努めなければならない。
3. 写真集の作成にあたっては、石綿含有建材調査者以外に補助員を用意し、撮影させることで、様々な構図や異なる視点が得られるので、編集が適切にできる。
4. 目視調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。

問4「調査報告書の作成」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
2. 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、記録する必要はない。
3. 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
4. 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているため、内容についての十分な説明は依頼者へ対しての責務である。

問5「所有者等への報告」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 建築物の解体・改修工事の事業者は、事前調査の結果の記録を解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。
2. 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
3. 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者等からの依頼を受けて、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた事前調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
4. 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。